

巻頭言

「バリアフリーとアクセシビリティとユニバーサルデザイン」

理事長 新谷友良

5月19日、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が成立しました。私たち聴覚障害者団体にとっては10年を超える運動の成果であり、運動の中で呼びなれた「情報アクセス・コミ法」という名前ではなく、舌を嚙むような長い名称の法律となりましたが、今回の法律の成立を素直に喜びたいと思っております。

私たちの周りでは和製英語っぽい「バリアフリー」という言葉に代えて「アクセシビリティ」を使うことが多くなりました。今回成立した法律が「取得及び利用」という言葉を使ったのは、2006年に成立した障害者権利条約の「アクセシビリティ」の日本語訳「施設及びサービス等の利用の容易さ」を受けたものと思われます。

今でも、道路にある階段は車椅子の人にとってバリアであり、なだらかなスロープにする、あるいはエレベーターを設備することを「バリアフリー」化ということがよくあります。また「東京都障害者福祉会館はアクセスがよい」といえば、「交通が便利」、「あの人のブログはアクセスが多い」といえば、「そのブログを読む人が多い」という意味で使うように、アクセシビリティやアクセスという言葉も最近は多くのところで使うようになりました。

もう一つ、障害者権利条約では「ユニバーサルデザイン」という言葉が使われていて、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう」と定義されていて、バリアフリー・アクセシビリティ・ユニバーサルデザインの関係が複雑です。

これらの言葉の違いの詮索が、私たちに暮らしやすい社会をつくることにどれほど役立つかわかりませんが、道路の階段に見られるバリアの解消が、移動に困難を抱える人だけではなく、多くの人々のバリアを解消していくことは私たちも日頃実感します。また、聞こえに困難を抱える人の文字による意思疎通が、1対1の「筆談」から、1対多数の「ノートテイク」、そして多数対多数の「全体投影」に進化してきたことを考えると、一部の人にとってのバリアが、社会のバリアと意識され、それを乗り越える試みが、アクセシビリティ・ユニバーサルデザインという言葉の意識的な使い方につながっている印象を持っています。